

大阪労連女性部ニュース NO 6 2010年2月8日

発行 〒530-0034 大阪市北区錦町2-1 国会会館 大阪労連女性部
TEL 06-6353-6421 FAX 06-6353-6420

大阪府の不当な特休・特勤改悪提案に 職場からの怒りと運動で改悪阻止！！

大阪府の不当な特休・特勤改悪提案に対し、これまで労使で築いてきた労働条件を一方的に反故するとともに、母性保護や子育て支援の制度の大改悪は人間らしく働く権利を奪うもので、職場からの不安と怒りの声が爆発し、たたかいは大きく広がりました。

また、今回のたたかいは府民団体や全国のはたらく仲間の大きな支援が交渉の力となり、切実な職場実態や怒りの声を当局にぶつけ1月24日（日）には青年や子育て世代の職員・教職員が中心となり「パパ・ママ大集会」開催し150名の参加でたたかう決意を固めました。

こうして、はたらく仲間の共同と団結で粘り強くたたかった結果、生理・妊娠障害について特休を存続させるとともに、夏期休暇の現行5日の維持、実質拘束時間の15分短縮の時短（実施時期は未定）を2月条例に提案。また最も要求の強い保育特休については、廃止撤回はなりませんでした。勤務時間の短縮実施まで継続させるなど一定修正をさせることができました。

府労組連は、引き続きたたかいを強化し2010春闘において労働者派遣法の抜本的改善や1000円以上の最低賃金の実現、安心して働き続けながら子供を産み育てることができる労働条件の実現をめざし民間と公務また府民共同を広め、大阪維新プログラム案の撤回と橋下府政転換の闘いを引きつづき強化する決意を表明しています。

団体交渉での主な到達点

《特別休暇》

- ◎生理休暇...1回2日以内とし、現行どおり特別休暇
- ◎妊娠障害休暇...現行どおり特別休暇 ◎夏期休暇...現行どおり5日以内
- ◎09府人勸における「給料の引下げ」「持家手当廃止」は4月1日以降も実施はしない。
(府立学校の首席の資格年齢の引下げに対応した給料表の改定は行う)
- ◎「勤務時間の短縮」については、現行8時間から7時間45分とし、勤務形態については、休憩時間も含めた実質的な拘束時間が短くなる方向で細部や実施時期等について協議する。
- ◎「保育特休」は廃止するが、その時期は「勤務時間の短縮」実施の時期に併せて行う。
- ◎リフレッシュ休暇...来年度から廃止するが、今年度までに既に対象となった職員の取得可能期間の満了までは経過措置を設ける方向で今後協議する。
- ◎子の看護休暇の拡充...国の改正時期にあわせて府も同様の措置をしたい。

《特殊勤務手当》

- ◎「土砂の崩落又は落石の危険が著しい箇所において行う調査、測量等の業務」を危険現場作業手当に統合し、日額300円とする。
- ◎社会福祉等業務手当について、児童の安全確認、立入調査その他の虐待対応業務を行った場合、日額550円を加算する。
- ◎部活動等指導業務に係る手当のうち、週休日又は指定日等において引き続き6時間以上従事した場合の手当額を3,700円に、それ以外の場合の手当額を2,800円に、対外運動競技等引率業務又は修学旅行等引率業務に8時間以上従事した場合の手当額を3,700円に増額改定を行う。

全労連近畿ブロック女性部役員交流会 in 京都

2月3日(水)京都で全労連近畿ブロック女性部役員交流会を行ないました。参加した女性部役員からは、女性差別撤廃条約学習会で大阪労連女性部土田部長を講師に、参加者から「わかりやすく勉強になった」など好評だったと報告がありました。(兵庫)

また、自治体に対して総務省から労働条件などの点検が入り、知事会からも点検と見直し案で、タテとヨコから労働条件のさらなる改悪が危惧されているとのことでした。(京都)

和歌山では、女性部の集まりは教組がほとんどで、あと医労連・パート部会で出席率は半分以下でしたが、「保育が危ない」という学習会をもったことで、福保労の若い組合員が「参加してよかった」と感想を寄せてくれました。2月には「はたらく女性の和歌山集会」を開催することとなり、NPTニューヨーク行動にも参加したいという人が増えているとの報告もありました。

女性参画では、労連の大会などで議決権がなく、参画が進まない現状を打開するため、女性部として大会での代議員枠を要求することからアクションを起こしていこうと話しました。

会議後は、京都府知事選の応援として近くの商店街で寒空のなか「Dr 門ゆうすけをよろしく」とハンドマイクで宣伝を行いました。

たたかってよかった！！ ケーブル工業和解

東大阪ケーブル工業の5人のパート労働者争議は、2月8日(月)、和解合意しました。和解協議では、会社側は裁判官が提示した金額を300万円下回る額を提示してきていましたが、2回目の和解協議にあたり、裁判官は、社長自ら出席するように求め、裁判官が提示した額に近い金額での和解となりました。

城塚弁護士は「裁判官が原告の訴えに理解を示し、会社を説得することは異例であり、和解はなかなかの水準で、大勝利と言ってよいと思います。」と述べています。昨年3月「支援する会」結成総会
ケーブル工業争議は、「パート労働者であっても簡単に首切りはできない」ことを社会的に明らかにしました。



《当面の日程》

- | | |
|----------|--|
| 2月12日(金) | 全労連女性部菜の花行動・・・(東京) |
| 2月16日(火) | 府政問題学習交流会・・・いきいきエイジング PM6:45～ |
| 2月20日(土) | 大阪労連女性部委員会・・・国労会館 PM13:30～
ミニ学習 「派遣法の抜本改正を」
講師 河村 学弁護士 |
| 3月8日(月) | 国際女性デー・・・エル大阪 PM6:30～ |
| 3月18日(木) | 大阪菜の花行動・・・東横堀川河川公園 AM11:45～ |